**成人年齢引き下げと参政権**

文責　鬼頭沙希　國吉佑美子

**関連知識の整理**

**憲法改正の流れ**

(1)法改正の国民への提案

国会議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付される。両院それぞれの本会議にて３分の２以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされる。

(2)「国民の承認」

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の２分の１を超えた場合は、国民の承認があったものとなる。（ただし、憲法を改正するところが複数ある場合、憲法改正案は、内容において関連する事項ごとに提案され、それぞれの改正案ごとに一人一票を投じることになる。）

引用：総務省

〇憲法

第十五条

③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

第九十六条　この**憲法の改正**は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを**発議**し、国民に提案してその**承認**を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

**日本国憲法の改正手続きに関する法律の成立**

この憲法改正について、民意を問う「国民投票」について定めた法律が「憲法改正国民投票法」で、平成１９年５月１８日に公布、平成２２年５月１８日から施行された。そして、その一部を改正する法律（「日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律」）が、平成２６年６月２０日に公布・施行された。

○日本国憲法の改正手続に関する法律（改正後）

（趣旨）

第一条　この法律は、日本国憲法第九十六条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という）について、国民の承認に係る投票（以下「国民投票」という）に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。

（国民投票の期日）

第二条　国民投票は、国会が憲法改正を発議した日（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第六十八条の五第一項の規定により国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし国民に提案したものとされる日をいう第百条の二において同じ）から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日に行う。

２ 内閣は、国会法第六十五条第一項の規定により国民投票の期日に係る議案の送付を受けたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該国民投票の期日を中央選挙管理会に通知しなければならない。

３ 中央選挙管理会は、前項の通知があったときは、速やかに、国民投票の期日を官報で告示しなければならない。

（投票権）

第三条　日本国民で**年齢満十八年以上の者**は、国民投票の投票権を有する。

附　則（平成二六年六月二〇日法律第七五号）

（経過措置）

第二項　この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をいう。）に係る同法第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

（法制上の措置）

第三項　国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(1)日本国憲法の改正手続きに関する法律改正における18歳投票権条項の要点

・改正法の施行後４年を経過するまでの間（平成３０年６月２０日）にその期日がある国民投票においては、**満２０年以上の者**が投票権を有する。

・改正法の施行後４年を経過した日（平成３０年６月２１日）以後にその期日がある国民投票においては、**満１８年以上の者**が投票権を有する。

(2)その他法令の**年齢条項**との関係

「憲法改正国民投票法」の施行時、公職選挙法において選挙権を有する年齢は**２０歳**となっていた。このままであると、改正法の施行後４年（平成３０年６月２１日）以降、年齢満１８年以上満２０年未満の者は国民投票において投票権を持つ一方で、国政選挙においては投票権を持たないということになる。また、現時点で民法において「成年」とされる年齢、少年法で「成人」とされる年齢はともに**２０歳**であるとされている。

国はこれらの事情を踏まえ、「憲法改正国民投票法」附則第3項において、この法律の施行後速やかに、「公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、**『必要な法制上の措置』を講ずる」**とした。

○民法

（成年）

第四条**年齢二十歳をもって、成年**とする。

（未成年者の法律行為）

第五条未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

２ 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

（親権者）

第八百十八条成年に達しない子は、父母の親権に服する。

○少年法

（少年、成人、保護者）

第二条この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい**「成人」とは、満二十歳以上の者**をいう。

２ この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

**国民投票法における規定の背景**

A 社会的な側面

国民投票法においてなぜ投票の最低年齢を18歳としたのか。

（1）若者の政治参加を促す

国民投票法案提出の際、最低年齢を18歳として提案した民主党は「政治における市民参加の拡大を図ると同時に、若者の社会参加を促進する第一歩」として、成人年齢引き下げの理由を挙げている。つまり、投票年齢を引き下げることでより若者の意見が国政に反映されやすくなることで若者の政治に対する関心が高まると同時に、若者に対しても「大人」として社会参加する自覚を促すということである。

(2)現状の18歳に対する取扱い

１８歳は経済的自立が可能な年齢であり、現に結婚や深夜労働・危険有害業務への従事、普通免許の取得、働いている場合は納税者であること等、社会生活の重要な部面で成人としての扱いを受けており、その実情に合わせるためである。

(3)諸外国との比較

諸外国も18歳を成人年齢としていることが多いので、日本もそうした国際的な事情に合わせるべきといった理由も考えられる。

B 政治的な側面

(1)国民投票法案採決の流れ

国民投票法案採決の際、当初、与党（自民党、公明党）は投票権年齢を20歳以上としていたが、参議院で本案が否決された際に衆議院で再可決できる3分の2以上の議席を持たなかったため、野党、特に最大野党の民主党の賛成を得る必要があった。ところが、民主党は投票権年齢18歳以上を主張したため、与党が歩み寄った形で本案採決がなされた。

(2)民主党の主張理由

なぜ民主党は選挙権年齢18歳以上を主張したのか。

当時、民主党は都市の若者を中心とした支持基盤を持っていたため、選挙権を持つ若者を増やすことで党勢の拡大を図ったものと思われる。

**公職選挙法改正**

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布された（平成28年6月19日施行）。今回の公職選挙法等の改正は、年齢満18年以上満20年未満の者が選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として選挙犯罪等についての少年法等の適用の特例を設けることを目的として行われた。

**〇公職選挙法等の一部を改正する法律 概要**

１ 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係 （第1条から第4条まで関係）

「公職選挙法」、「地方自治法」、「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、本則で、「18歳以上」への引下げの措置を講ずる。

２ 施行期日関係 （附則第1条及び第2条関係）

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

３ 選挙犯罪等についての少年法の特例等

(1) 選挙犯罪等についての少年法の特例（附則第5条関係）

① 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

② 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

(2) 検察審査会法等の適用の特例（附則第7条から第10条まで関係）

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

４ 民法の成年年齢等の引下げに関する検討 （附則第11条関係）

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

**【18歳・19歳に関する部分の公職選挙法改正要点】**

①国政選挙、地方選挙で投票が可能

→新たに選挙権を得る18～19歳は約240万人で、有権者の約2％。

②選挙運動が解禁

③連座制の対象になる買収など重大な選挙違反を犯せば刑事責任を問われる

（裁判員や検察審査員などは当面、20歳以上のままにする）

検察審査員…検察審査会の構成メンバーであり、20歳以上の選挙権を有する国民の中からそれぞれ地域ごとにくじで選ばれる

**選挙犯罪**とは

選挙の自由･公正を害するかまたは害するおそれがあるものとして公職選挙法によって刑罰の対象とされている行為。このような行為を行うことを選挙違反ともいう。選挙犯罪は，買収罪･選挙妨害罪のような自然犯的･刑事犯的なものと，選挙運動取締規定違反のような行政犯的なものに分けることができる。日本では1925年の普通選挙法の制定以降後者も処罰の対象とされ，現行公職選挙法にもこの種の犯罪が多数規定されている。

【主な選挙犯罪】

**自由妨害罪**…候補者のポスターを剥がす、いたずらをするといったポスターへの棄損行為や候補者への暴力行為。2010年の参議院選挙では前原誠司国土交通大臣が演説中に有権者から投石を受けた事例や、長崎市の市長選挙では立候補した前市長が銃撃され死亡するという事件も発生している。

**買収**…金品で有権者に投票を依頼する、または取りまとめを依頼するなどの行為。「金権政治」となってしまうため禁止されている。法律上、現金でなくても、缶ジュース1本でも買収は成立する。

**事前運動**…事前運動を行うと、選挙期間が無制限となり多額の費用がかかるので、禁止されている。

**戸別訪問**…買収に結びつきやすいとされ、以前は逮捕事件も起きているため現在は禁止されている。しかし、対話により直接政策を知り、深める手段として、解禁を求める動きがある。

**人気投票の公表**…人気投票の方法が必ずしも公平とは言えず、その結果によって有権者が影響されたりすることを防ぐため禁止されている。新聞社等が行う世論調査は調査員が被調査員に面接して調査をした場合に該当し、人気投票には当たらないとされている。

**不特定多数への法定外文書図画の頒布**…野放図な宣伝費をかけないようにするために、このような制限が設けられている。

**〇改め文**

（選挙権）

第九条 日本国民で**年齢満十八年以上**の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

２ 日本国民たる**年齢満十八年以上**の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

**2016年参議院選挙**

2016年7月10日に行われた第24回参議院議員通常選挙は18歳選挙権が導入されてはじめての国政選挙だった。

18歳は51.17％、19歳は39.66％で、18歳と19歳を合わせた投票率は45.45％だった。高校などで主権者教育を受ける機会の多い18歳と、大学生や社会人が多い19歳で、差がある傾向が明らかになった。18歳より19歳の投票率が低い理由として、大学進学などで親元を離れながらも、住民票を移さず投票にも行かない人がいるとの指摘もある。

総務省の抽出調査によると、参院選での20歳代の投票率は1992年以降、20～30％台にとどまっている。今回の18、19歳の投票率は、過去の選挙の20歳代よりは高い水準と言える。

調査は、47都道府県それぞれから、おおむね4投票区を抽出し、18歳、19歳の投票率を調査した。抽出された18、19歳の有権者数は計1万1480人で、当日有権者数の0.01％。　一方、読売新聞社の調べでは参院選全体の投票率は54.70％（選挙区選）。全体の投票率は前回2013年参院選を2.09ポイント上回ったものの、参院選では過去4番目に低かった。

**参政権年齢16歳への引き下げの動向**

欧州では選挙権16歳への動きが本格化している。

オーストリア：国政及び地方選挙での選挙権の16歳への引き下げを実施

ノルウェー、ドイツ、スイス：特定の州および市町村選挙で選挙権の16歳への引き下げを実施

イギリス、スウェーデン、デンマーク：選挙権16歳への引き下げの動きが進行中

従来は欧州でも10代の政治的未熟性や投票率の低下の懸念から、投票年齢の引き下げは否定的な見方が多数を占めていた。しかし、2011年のブレーメン州選挙や2009年のドイツ総選挙の10代の投票率は20代に比べて相対的に高い。要因としては親との同居率が高く親の影響を受けやすいことや学校教育の影響が大きいことが挙げられる。16歳が選挙権を有することで、若者の政治的成熟度も向上している。オーストリアでは16歳選挙が行われ、16－17歳の政治への関心度が高まっている。NPO法人Rightsによると、2004年には政治への関心がとてもあると回答した16－17歳は8.1％だったが、2008年には21．8%となった。ニュースを見る頻度についても、毎日と答えた16－17歳は2004年には19.1%だったが、2008年には23.8%と増加している。

**民法の成年年齢の引き下げ**

法務省は、9月1日、民法の成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げるための改正案を来年の通常国会に提出する方針を固めた。改正法が成立した場合、公布から施行までに少なくとも3年程度の周知期間を想定しており、早ければ2020年にも成人年齢が18歳になる。

【民法の成人年齢引き下げによる主な変化】

・ローン契約→18、19歳で可能

・クレジットカード契約→18、19歳で可能

・飲酒→18歳以上に認めるには法改正が必要

・喫煙→18歳以上に認めるには法改正が必要

・競馬、競艇、競輪→所管省庁が検討

**成年年齢が20歳以上とされた起源**

1876(明治9)年に、明治憲法下の法律または勅令事項である太政官布告41号において、成年年齢は20歳と規定され、1896(明治29)年に公布された民法においても、成年年齢を20歳以上とし、今日に至っている。

成年年齢を20歳以上とした理由として、当時の日本人は欧米人よりも寿命が短く、精神的成熟が早かったので、成年年齢の下限を欧米諸国の場合よりやや低くしたことが挙げられる。また、当時の欧米諸国の比較的多くは成年年齢を２１歳以上としていたが、日本人は欧米人よりも寿命が短く、精神的成熟が早かったので、成年年齢の下限を欧米諸国の場合よりやや低くしたことも挙げられる。しかし、実際の理由は、当時の日本が欧米諸国の近代的な経済取引秩序を取り入れることを急務としていたので、成年年齢を欧米諸国にほぼ合わせたといわれている。

**「民法の成年年齢の引き下げについての最終報告書」**

平成20年2月に開催された法制審議会において、法務大臣から「若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引き下げるべきか否か等について御意見を承りたい」との諮問第84号が発出された。これを受けて法制審議会は民法成年年齢部会を設置し、民法の成年年齢引き下げについて調査審議を開始した。以下が議論の中心となった主な論点である。

1．国民投票の投票年齢、選挙年齢との関係

**(1)民法の成年年齢と選挙年齢が一致する必要があるのか？**

憲法は成年者に対して選挙権を保障しているだけであって、それ以外の者に選挙権を与えることを禁じてはおらず、民法の成年年齢より低く選挙年齢を定めることが可能であることは、学説上異論はない。そうすると、民法の成年年齢を引き下げることなく、選挙年齢を引き下げることは、理論的には可能であり、選挙年齢と民法の年齢とは必ずしも一致する必要がない。

**(2)選挙権年齢と民法の成年年齢は一致していることが望ましいのか？**

民法上の成年に達すると、自らの判断のみで、完全な権利義務を生じさせることができ、また、結婚もすることができることからすると、私法上、経済的にも社会的にも「大人」という立場に立つこととなるが、

1. 選挙年齢が引き下げられる場合に、このような民法の成年年齢を選挙年齢と一致させることは、選挙年齢の引き下げにより新たに選挙権を取得する18歳、19歳の者にとって、政治への参加意欲を高めることにつながり、また、より責任を伴った選挙権の行使を期待することができること、
2. 社会的・経済的にフルメンバーシップを取得する年齢は一致しているほうが、法制度としてシンプルであり、また、若年者に、社会的・経済的に「大人」となることの意味を理解してもらいやすいこと、
3. 大多数の国において私法上の成年年齢と選挙年齢を一致させていること、
4. 前記の国民投票法の法案審議の際の提出者の答弁等において、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであるとの説明が行われていること

などからすると、特段の弊害がない限り、選挙年齢と民法の成年年齢とは一致していることが望ましい。

2．民法の成年年齢引き下げの意義

民法は、成年年齢を20歳と定め(第4条)、①「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」(第5条第1項)、「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。」(同条2項)とし、20歳未満の者(＝未成年者)は、行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることとしている。また、②「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」(第818条第1項)と定め、20歳未満の者(＝未成年者)は、父母の親権の対象となるとしている。

したがって、民法の成年年齢は、①行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることができる者の年齢及び②父母の親権の対象となる者の年齢の範囲を画する基準となっている。このため、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることは、民法上、契約年齢及び親権の対象となる年齢を18歳に引き下げることを意味すると同時に、一般国民の意識の上でも、20歳までを子どもとしてきた現在の扱いを変え、18歳をもって「大人」として扱うことを意味する。

このことから、民法の成年年齢の引き下げは、若年者を将来の国づくりの中心としていくという、国としての強い決意を示すことに繋がる。また、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるようになるなど社会・経済的に独立した主体として位置付けられるといった点で、有意義であるということができる。

国民投票年齢が18歳と定められてことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感を持って実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても事故の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害のない限り、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。

3.成年年齢を引き下げた場合の問題点

**(1)契約年齢を引き下げた場合の問題点**

◇18歳、19歳の消費者被害が拡大する恐れ

◇18歳、19歳の者が悪質業者のターゲットとされ、不必要に高額な契約をさせられる危険

◇マルチ商法などの被害が高校内で広まる恐れ

**(2)親権の対象となる年齢を引き下げた場合の問題点**

◇現代の若年者の中には、ニート、フリーター、ひきこもりに代表されるような、経済的に自立していない者や社会に無関心な者、さらには親から虐待を受けたことにより健康な精神的成長を遂げられず、自傷他害の傾向がある脆弱な若者が増加しており、親権の対象となる年齢が引き下げられると、自立に困難を抱える18歳、19歳の者が、親などの保護を受けられにくくなり、ますます困窮する恐れがある

◇離婚の際の未成年者の子の養育費が、早期に打ち切られる可能性がある

◇高校3年生で成年(18歳)に達した生徒については、親権者を介しての指導が困難となり、教師が直接生徒と対峙せざるを得なくなり、生徒指導が困難になる恐れがある

5．その他の留意事項

◇民法の成年年齢の引き下げを行う場合は、選挙年齢が国民投票年齢と同じく「満18歳以上」に引き下げられるのであれば、満18歳に達する日に成年とすべきである。

◇養親年齢については、現状維持(20歳)とすべきである

◇婚姻適齢については男女とも18歳とすべきである

**諸外国の成人年齢**



世界の多くの国では成人年齢が18歳と定められている。

また一部ではあるが、成人年齢が18歳未満の国がある。これらはいわゆる発展途上国と言われる国に多く、理由の１つとして、それらの国では高等教育が先進国ほど普及していないことが挙げられる。

**過去に成人年齢の引き下げが行われた国**

ヨーロッパの主要国であるイギリス、ドイツなどは、1960年代～70年代にかけて成人年齢を3歳引き下げ、18歳とした。

ドイツ…1960年代にヨーロッパで学生運動が盛んになる。学生運動鎮静の１つの手段として、学生に選挙権を与えることが検討された。旧西ドイツには兵役制度があり、兵役の義務は18歳からだったため、選挙権が与えられることが妥当とされた。

イギリス…1960年代に学生運動が盛んになり、労働党は、1966年の選挙綱領で投票年齢の18歳への引き下げを公約する。イギリス国内の成人年齢を議論するための「レイテイ委員会」が発足される。「レイテイ委員会」は数年間検討を続け、1969年に成人年齢を18歳に引き下げられた。「レイテイ委員会」の結論を参考に、投票年齢も同時に18歳となった。

→学生活動が盛んになり、成人年齢が引き下げられた

**まとめ：成人年齢引き下げの是非**

国民投票法が規定している「必要な法律上の措置」とは、公職選挙法の投票年齢の引き下げや民法の成人年齢の引き下げ、少年法の改正など、成人年齢に関するあらゆる法律の検討及び改正を指している。しかし、成人年齢が規定してある法律は実に関連する300にものぼるため、これを個別具体的に検討するには相当の時間を要する。

**(1)成人年齢引き下げの是非におけるポイント**

成人年齢を引き下げるか否かという議論の主な論点は選挙権年齢およびその他の参政権の年齢を引き下げたことに伴いその他の法律（民法、少年法など）の成人年齢を引き下げるかという点にある。

**(2)具体的な賛成、反対意見**

以上の背景を踏まえて、成人年齢引き下げに対する賛否を、成人年齢に関わる諸法律の観点から説明する。

a.選挙権年齢（公職選挙法）

・賛成意見

１諸外国は選挙権年齢を18歳以上としている国が多数。

２高校卒業後に2割以上が就労している中、納税者に選挙権を与えないのは不合理。

３少子高齢化のなかで、社会保障問題など若者の声をこれまで以上に反映させる必要がある。

・反対意見

１政治をより大衆迎合的にするおそれ

２若者の政治的関心の低さ

３民法や少年法規定との整合性

→選挙権の判断能力と民法上の判断能力が同一であるという主張。ただ、多くの学説は、民法の成年年齢と選挙権年齢は性質的に異なるため、理論上一致する必要はなく、場合によっては未成年者にも選挙権を与えることが憲法15条3項にいう普通選挙の理念に合致するところである、と主張している。

b.民法

・賛成意見

１国民投票法が18歳以上を投票権年齢と規定しているところ、これらとの整合性を図るべきである。（ほぼ上記理由に同じ）

２教育などで若者の自覚を促す

３若年者を将来の国づくりの中心としていくという、国としての強い決意を示すことができる

・反対意見

１消費被害拡大の恐れ

２自立に困難を抱える若年者の困窮の増大

３高校教育における生徒指導の困難化

c.少年法

・賛成意見

１相次ぐ少年犯罪の増加、凶悪化。

２公職選挙法の選挙権年齢を18歳以上に引き上げると、選挙違反が発生した際に刑罰を科せない恐れがある。（あくまでも公職選挙法の選挙権年齢が引き下げられたという前提）

・反対意見

１少年法の背景にある若年者の未熟性は18歳、19歳にも当てはまる。

２統計上少年犯罪の増加は見られない。

**（3）論点の整理**

A　選挙権年齢引き下げに関する視点ごとの論拠

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点 | 18歳以上に引き下げる論拠 | 据え置く論拠 |
| 若年者の能力 | ・教育基本法14 条において、政治的教養は、教育上尊重されなければならないとされ、選挙や議会審議の模擬体験等の効果的な教育も実施されており、判断能力は十分である。・高校卒業後に２割以上が就労している。 | ・日本の教育では、政治的な判断能力が養われていない。・若年者は国政に関する判断能力が十分でないので、政治を大衆迎合的なものにするだろう。 |
| 世界の大勢との関係 | ・世界の大勢が選挙権年齢を18 歳以上としている。・20 歳以上で据え置くならば、日本の若年者は国政に対する判断能力と関心が、諸外国と比べて劣ると誤解される可能性がある。 | ・なぜ世界の大勢に合わせなければならないのかが十分に明らかでない。・各国の法制は国情や民意によって異なるが、諸外国が引き下げた理由の一つである兵役義務又は志願は日本に存在しない。 |
| 国政への参加 | ・選挙権年齢を国民投票の投票権年齢と一致させる必要があるので、投票権年齢を18 歳以上とするならば、選挙権年齢を引き下げる必要がある。・選挙権年齢を引き下げて、若年者も年金問題に関する議論に加わる。 | ・投票権年齢、成年年齢、裁判員年齢、検察審査員年齢等を選挙権年齢に合わせる必要があるのかが十分に検討されていない。・引き下げても、18、19 歳の若年者人口が選挙権者全体の中で占める割合は２～３％程度にすぎない。 |

B　成年年齢引き下げに関する視点ごとの論拠

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点 | 18歳以上に引き下げる論拠 | 据え置く論拠 |
| 若年者の能力 |  | ・内閣府大臣官房政府広報室の世論調査によれば、18、19 歳の若年者の特徴として何が当てはまるか尋ねたところ、「社会人としての最低限の学力・知識を身に付けている」との回答は約24％、「自分自身で判断する能力が十分にある」は約20％、「経済的に自立している」は約６％にとどまっている。18、19 歳の若年者の能力は十分でないと見られていると言える。・社会人としての成熟が遅れており、成人になるのは35歳か40歳という印象である。・若年者に未成熟なまま責任を負わせるならば、自信や自立心を失う懸念や、貧困で生活に困り犯罪を行うおそれがある。 |
| 世界の大勢 | ・世界の大勢が成年年齢を18歳以上としている。 | なぜ世界の大勢と合わせなければならないのか十分に明らかでない。 |
| 他の年齢条項との整合性 | ・選挙権年齢を成年年齢と一致させる必要があり、選挙権年齢を18 歳以上に引き下げるならば、成年年齢を引き下げる必要がある。 | ・成年年齢を引き下げるならば、次に少年法の少年年齢等を引き下げることが懸念される。 |
| 引き下げによる社会参加 | ・成年年齢を引き下げるならば、18 歳以上の若年者が親の同意なく自由に契約もでき、社会参加をしやすくなる。 | ・若年者が十分な能力を有していないので、社会参加を促進することで問題が生ずる。 |

**ディベート論題**

1. 現在の日本において、参政権年齢を引き下げることは妥当であるか。また、参政権年齢を16歳に引き下げるべきであるか。
2. 公職選挙法改正による参政権年齢引き下げにあわせて民法の成年年齢を18歳以上に引き下げるべきであるか。

**参考資料**

・総務省「国民投票制度」

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/kokumin_touhyou/> (2016年10月1日　参照)

・「日本国憲法の改正手続に関する法律　抄」

[http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19HO051.html (2016](http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19HO051.html%20%282016)年10月1日　参照)

・佐藤令『主要国の各種法定年齢：選挙権年齢・成人年齢引き下げの経緯の中心に』, 2008.

・憲法調査会事務局 宮下茂「選挙権年齢及び民法の成年年齢等の引き下げ問題｣, 2009年7月.

・民主党政策調査会「成年年齢引き下げに関する論点整理｣, 2008年7月.

・民法成年年齢部会「民法の成年年齢引き下げについての最終報告書」, 2009.

・日本弁護士連合会「民法の成年年齢の引き下げに関する意見書」, 2016年2月.